

《研究ノート》

「一票の重み」は人権であり、 かつ統治でもある

棟 居 快 行

I はじめに

以下は、2022年参院選での投票価値の平等をめぐる、最高裁令和5年10月18日大法廷判決（合憲判決）が下される直前期に、裁判所に提出した短い「意見書」なる私見である（インターネット上では「法学館憲法研究所」のサイトの【特別掲載】に引用されている。）。内容としても、憲法上の人権論の観点からよりもむしろ、統治論の観点から検討されるべきであるという論点に限定している。

原告のいわゆる2グループのうち、升永グループの升永英俊弁護士は、かねてより『統治論に基づく人口比例選挙訴訟』を提唱し、同タイトルの書物をI～IVまで日本評論社から公表してきた。

私はこれまで、投票価値の平等は憲法14条および15条によって要請される、その意味では人権論に属する論点であると考えてきたが、そこには「一票の重み」のいわば「軽さ」も入り込んでしまっている。人権価値をベースとする場合には、個々の有権者国民相互間（もとより衆議院小選挙区、参議院選挙区ごとの投票価値）の平等は、実質的に1人2票に至らない限り維持されていると、見なされがちである。

衆議院議員については、区画審設置法（衆議院議員選挙区画定審議会設

置法)第3条第1項は、「各選挙区の人口(中略)の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることとし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。」と明記している。ここでは、衆議院議員における「各選挙区の人口の均衡」は、投票価値が1対2を超えないことと同値されている。参議院議員において、「各選挙区の人口の均衡」は、1対2(もしくはそれ以上)を当然視されてきたことについても、疑いようはない。

今後の衆参それぞれにおける、予想される選挙無効訴訟にむけて、今回最高裁に提出した私見の「意見書」を、掘り下げたいと思う。以下は、そのための論点整理である。

II 最高裁に提出した「意見書」(原文ママ)

1 衆議院および参議院の議員定数につき、投票価値をめぐる「一票の重み」の意味するところを、以下に私見なりの浅い理解のかぎりですべて存じます。

2 これまで「一票の重み」の意味するところにつき、憲法研究者の末席に位置する私としましては、有権者国民一人一人の人としての「平等選挙権」の問題であると考えてきました。

3 すなわち私としましては、日本国憲法14条1項の平等保障、同15条1項の「国民固有の権利」としての公務員の選定罷免権、同条2項の公務員の「全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」という位置づけだけを見て、「平等選挙権」を、もっぱら人権としての憲法上の規定であると考えてまいりました。

4 この点につき、日本国憲法14条と15条を合わせて、いわゆる「平等選挙権」、すなわち人権としての「一票の重み」を捉えることは、条文の立

ち位置に忠実な憲法解釈として、改める必要はないと考えます。

5 しかしながら、同15条の選挙権の条項が、日本国憲法第三章「国民の権利及び義務」に条文を有しているからといって、ただちにもっぱら人権として平等選挙権を理解すべきであるという必然性は、もとより生じません。

6 この事柄は、選挙権が国民一人一人の権利であると同時に、公務でもあるという、当然の前提了解からも、認めうる次第であります。

7 以上の次第により、冒頭にも記しましたように、「一票の重み」は人権であり、かつ統治でもある、と思うに至りました。

8 当然のことながら、統治という視点から改めて「一票の重み」を考えますと、以下の条文がその中心をなすと見うると存じます。

9 すなわち、日本国憲法は「第四章 国会」の43条1項で「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」とし、つづいて同44条は、「両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。」としております。

10 これらの統治の条文においては、国民代表である国会議員は、日本国憲法43条1項が「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」と述べられていますが、これはもとより人権の条文である日本国憲法14条、15条と、いわば表裏として、一体をなしていると言い得るところであります。

11 いうまでもなく、選挙によって国民代表と見なされることが可能なほどに、衆議院の小選挙区および参議院の選挙区ごとの投票価値が、実質的に平等でなければなりません。

12 この事柄からは、「一票の重み」が、投票価値における平等不平等の判断を、1対2を基準として捉えるよりも、むしろ、1人1票の実質的実現として、1対1を基準としなければ、「全国民の代表」と言えないことが、明白な事実となると存じます。

13 憲法原理の根源的論点であるところの国民主権の行使の方法として、代表民主制と直接民主制とがあり、直接民主制を取り込んだ代表民主制として、半代表という言い方もあります。

14 しかしながら、国民主権・国民代表を前提とするかぎり、投票価値の平等は、直接民主制の場合だけの要請ではなく、代表民主制や半代表制であっても、当然に、1対1の投票価値の平等でなければならないと、思われます。

15 この観点から今一度、投票価値の平等について違憲判決を下した昭和51年4月14日の最高裁大法廷判決を読みますと、すでに以下のように述べておられます。

16 すなわち同判決は、①「およそ選挙における投票という国民の国政参加の最も基本的な場面においては、国民は原則として完全に同等視されるべく、」…②「このような平等原理の徹底した適用としての選挙権の平等は、…各選挙人の投票の価値…においても平等であることを要求せざるをえない」、と述べ、違憲判決を下されたわけです。

17 同判決①は、国民主権の国民が、国民代表であるところの議員を、選挙で投票することは、国民の「国政参加」そのものであること、それゆえに、国民間の「完全な同等」が必要であることを、述べておられます。

18 同判決②は、①の国民間の「同等視」を、「平等原理」と言い表しました。

19 そして同判決の②は、国民間の同等視、すなわち国民間の平等原理から、選挙権の平等を導き、しかも、選挙権の平等は「投票価値の平等」をも要請する、と帰結したわけです。

20 以上の判例理論からすれば、投票価値の平等は、1対1の要請を意味することに他ならないと、思われます。

21 その際に、同判決は、右の①で、国民主権や国民代表から理屈だてを出発しておられます。

22 この事柄からいたしますと、有権者の投票価値の平等は、あくまで右の②の選挙人（すなわち有権者）の段で言われている、一つの結果の論でありまして、そのためには、その前提としての①が重要であると思われます。

23 要するに、昭和51年判決は、国民主権、およびその民主主義における具体化としての代表民主制から論をなし、違憲判決を導かれたものにほかなりません。

24 同判決を拝読しますかぎり、「一票の重み」は人権でありますとともに、統治でもあることとなりましょう。同判決に従いますと、初発の論点は日本国憲法の統治の仕組みにこそある、と考えざるを得ないと、思う次第です。

(以上)